

(仮称) しながわ防災区民憲章の制定について

1. 概要

阪神淡路大震災から30年、令和6年能登半島地震から1年が経過するなか、過去の震災の教訓に学び、区民一人ひとりが自助・共助の重要性を再認識し、次の世代へと引き継いでいく決意について、改めて区民と共有するため、区は、「品川区災害対策基本条例」の前文の理念を生かし、東日本大震災から15年を迎える令和8年3月11日に「(仮称) しながわ防災区民憲章」を制定する。

2. 事業内容

- (1) 目的 区民の自助・共助の意識向上
- (2) 方針
 - ①「品川区災害対策基本条例」の前文の理念を生かす
自助・共助の重要性、後世への継承
 - ②区民の意見を幅広く聴く
防災会議、有識者インタビュー、デジタルプラットフォーム等
 - ③品川区らしさを表現する

3. 有識者

防災分野で活躍する区民や学識経験者へ有識者インタビュー等を実施する。

- ・品川消防団 団長
大谷 敏子 氏
- ・(一社) 助けあいジャパン ディレクター
矢野 忠義 氏
- ・減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表
早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員
浅野 幸子 氏
- ・跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授
(一社)福祉防災コミュニティ協会 代表理事
鍵屋 一 氏

4. スケジュール

7月	有識者インタビュー等の実施
8月	防災会議の委員への連絡、意見集約
9月	広報紙にて区民へ周知
9～12月	デジタルプラットフォーム等での意見集約
令和8年3月11日	「(仮称) しながわ防災区民憲章」制定、公表